

広島工業大学建築・環境系学科同窓会
第 45 回 五三会 定期総会
2013 年度（平成 25 年度）

承認済

定期総会開催日時

平成 25 年 4 月 16 日（火） 19 : 00 ~

定期総会開催場所

学校法人鶴学園 広島校舎 3 階 301 号室
広島市中区中島町 5-7 082-249-1251

■ 平成 25 年度 総会次第

1. 開会

2. 会長挨拶

3. 議事

第一号議案 平成 24 年度活動報告

第二号議案 平成 24 年度収支決算報告

第三号議案 平成 25 年度役員案

第四号議案 平成 25 年度活動計画案

第五号議案 平成 25 年度収支予算案

第六号議案 会費納付に係る会則改正について

その他

4. 閉会

■ 第一号議案：平成 24 年度活動報告

■ 幹事会等

平成 24 年 4 月 18 日（水） 平成 24 年度「五三会」総会

〈学校法人鶴学園 広島校舎 1 階談話室〉

- ・ 前年度活動報告、前年度決算報告
- ・ 今年度活動計画、予算案の検討および役員改選

5 月 15 日（火） 第 1 回幹事会

〈学校法人鶴学園 広島校舎 1 階談話室〉

- ・ 役員、幹事の連絡網の確認
- ・ 学生部会（匠会）からの報告
- ・ 建築工学系同窓会「建築会」懇親会への出席報告
- ・ 親睦会の開催について
- ・ 大学教員と五三会役員との懇親会の開催について
- ・ 建築設計競技の実施について
- ・ 匠会レポートの募集について
- ・ ホームページの管理・活用について
- ・ 支部事業の実施について
- ・ 平成 24 年度の広告の確認

6 月 19 日（火） 第 2 回幹事会

〈学校法人鶴学園 広島校舎 1 階談話室〉

- ・ 学生部会（匠会）からの報告
- ・ 親睦会の開催について
- ・ 大学教員と五三会役員との懇親会の開催について
- ・ 建築設計競技の実施について
- ・ 匠会レポートの募集について
- ・ ホームページの管理・活用について
- ・ 支部事業の実施について
- ・ 平成 24 年度の広告の確認

7 月 17 日（火） 第 3 回幹事会

〈学校法人鶴学園 広島校舎 1 階談話室〉

- ・ 学生部会（匠会）からの報告
- ・ 親睦会の開催について
- ・ 建築設計競技の実施について
- ・ 匠会レポートの募集について
- ・ ホームページの管理・活用について
- ・ 支部事業の実施について
- ・ 平成 24 年度の広告の確認

8 月 8 日（水） 五三会親睦会

〈広島そごう 屋上ビアガーデン〉

- ・ 出席者数：33 名（OB 会員 30 名、学生会員 3 名）

8月21日（火） 第4回幹事会

〈学校法人鶴学園 広島校舎1階談話室〉

- ・ 学生部会（匠会）からの報告
- ・ 親睦会の報告
- ・ 大学教員と五三会役員との懇親会の開催について
- ・ 建築設計競技の実施について
- ・ 匠会レポートの募集について
- ・ ホームページの管理・活用について
- ・ 支部事業の実施について
- ・ 平成24年度の広告の確認

9月18日（火） 第5回幹事会

〈学校法人鶴学園 広島校舎403号室〉

- ・ 学生部会（匠会）からの報告
- ・ 大学教員と五三会役員との懇親会の開催について
- ・ 建築設計競技の実施について
- ・ 匠会レポートの募集について
- ・ ホームページの管理・活用について
- ・ 支部事業の実施について
- ・ 平成24年度の広告の確認
- ・ 卒業時の会費納付率向上対策について
- ・ 「卒業45周年五三会懇親会（仮題）」の準備について

9月25日（火） 卒業生「五三会」を講師とした業界研究会【匠会】

〈広島工業大学 Nexus21 10階スカイテリア〉

10月16日（火） 第6回幹事会

〈学校法人鶴学園 広島校舎1階談話室〉

- ・ 学生部会（匠会）からの報告
- ・ 大学教員と五三会役員との懇親会の開催について
- ・ 建築設計競技の実施について
- ・ 匠会レポートの募集について
- ・ ホームページの管理・活用について
- ・ 支部事業の実施について
- ・ 平成24年度の広告の確認
- ・ 「卒業45周年五三会懇親会（仮題）」の準備について

11月3、4日（土、日） 工大祭学科展示【匠会】

〈広島工業大学 Nexus21 5階502号室〉

11月17日（土） 建築見学会【匠会】

〈福山・倉敷美観地区〉

11月20日（火） 第7回幹事会

〈学校法人鶴学園 広島校舎1階談話室〉

- ・ 学生部会（匠会）からの報告
- ・ 大学教員と五三会役員との懇親会の開催について
- ・ 建築設計競技の実施について
- ・ 忘年会の実施について
- ・ 匠会レポートの募集状況について
- ・ ホームページの管理・活用について
- ・ 支部事業の実施について
- ・ 卒業時の会費納付率向上対策について
- ・ 「卒業45周年五三会懇親会（仮題）」の準備について

11月24日（土） 第39回五三会建築設計競技公開審査会・表彰式

〈広島工業大学 3号館 201号室〉

- ・ 応募総数：18作品

12月6日（木） 大学教員と五三会役員との懇親会

〈居酒屋「かめ福」〉

- ・ 出席者数：13名（大学教員7名、OB会員6名）

12月18日（火） 忘年会（第8回幹事会）

〈炭焼 万作〉

- ・ 出席者数：16名（OB会員11名、学生会員5名）

平成25年 1月15日（火） 第9回幹事会

〈学校法人鶴学園 広島校舎1階談話室〉

- ・ 学生部会（匠会）からの報告
- ・ 完了事業の報告
- ・ 匠会レポートの募集状況について
- ・ ホームページの管理・活用について
- ・ 支部事業の実施について
- ・ 五三会学生大賞卒業研究部門の認定について
- ・ 卒業時の会費納付率向上対策について
- ・ 「卒業45周年五三会懇親会（仮題）」の準備について

2月19日（火） 第10回幹事会

〈学校法人鶴学園 広島校舎1階談話室〉

- ・ 学生会（匠会）からの報告
- ・ 匠会レポートの募集結果について
- ・ 五三会学生大賞卒業研究部門の認定について
- ・ ホームページの管理・活用について
- ・ 支部事業の実施について
- ・ 平成24年度「五三会」活動報告(案)の検討
- ・ 平成24年度収支決算報告(案)の検討
- ・ 平成25年度「五三会」年間活動計画案の策定
- ・ 平成25年度収支予算案の策定
- ・ 卒業時の会費納付率向上対策について
- ・ 「卒業45周年五三会懇親会（仮題）」の準備について

2月上旬 新入会員入会申込書の送付

3月2～4日（土～月） 八大学卒計展 【匠会】

〈旧日本銀行広島支店〉

3月16日（土） 平成24年度顕彰制度（五三会学生大賞（卒業研究部門））の表彰

3月16日（土） 謝恩会【匠会】

〈SUZU CAFÉ Hiroshima〉

3月19日（火） 第11回幹事会

〈学校法人鶴学園 広島校舎1階談話室〉

- ・ 第44回定期総会議案の検討
- ・ 「卒業45周年五三会懇親会（仮題）」の準備について

第二号議案：平成24年度収支決算報告

五三会 平成24年度 収支決算報告（平成25年 3月31日現在）

■収入の部

単位（円）

科目	小科目	予算	金額	摘要
繰越金		3,706,559	3,706,559	
	繰越金	3,706,559	3,706,559	
活動収入		1,415,000	1,398,120	
	新会員会費（30→17名）	300,000	168,120	振込手数料は五三会負担
	新学生会員会費（92→84名）	920,000	840,000	2012年度 入学者89名中84名分
	業界研究会御礼金	0	50,000	学科より
	広告料	195,000	340,000	H24年度分HPバナー広告収入（13社） H23年度1社未納分、コンパ協賛金を含む
雑収入		0	184	
	利息収入	0	184	普通口座
合計		5,121,559	5,104,863	

■支出の部

単位（円）

科目	小科目	予算	金額	摘要
管理費		201,000	200,275	
	会議費	100,000	78,285	会場費等
	バイト費	60,000	67,000	新入会員案内状、名簿作成費
	金融機関手数料	1,000	0	
	雑費	40,000	54,990	印刷費、郵送費等
活動費		970,000	1,046,048	
	広報費	120,000	126,350	H24年度HP管理費、卒計展広告、メルマガ等
	広報広告活動費	60,000	0	H24年度ホームページ改善費
	デザイン活動費	350,000	491,718	設計競技費
	企画活動費	10,000	32,270	オリゼミ、建築見学会出張経費
		60,000	0	支部助成金等
	交流事業活動費	80,000	88,000	全体交流会、教員交流会
	学生大賞記念品等	20,000	7,710	H24年度分（記念品、ホスター印刷費）
		20,000	0	H24年度分 匠会レポート部門
	学生部会助成金	250,000	300,000	匠会配分金
予備費		100,000	60,000	
	予備費使用	100,000	60,000	祝儀代（工大建築会、匠会謝恩会）
積立金		130,000	130,000	
	記念事業積立金	130,000	130,000	
繰越金		3,720,559	3,668,540	
	繰越金	3,720,559	3,668,540	
合計		5,121,559	5,104,863	

建築学科記念事業基金 平成24年度 収支決算報告（平成25年 3月31日現在）

■収入の部

単位（円）

科目	小科目	予算	金額	摘要
繰越金		860,591	860,591	
	管理運営費	860,591	860,591	普通貯金
積立金		130,000	130,000	
	記念事業積立金	130,000	130,000	本会会計より
雑収入		0	113	
	利息収入	0	113	普通口座
合計		990,591	990,704	

■支出の部

単位（円）

科目	小科目	予算	金額	摘要
管理費		10,000	0	
	会議費	0	0	
	金融機関手数料	0	0	
	雑費	10,000	0	印刷費、郵送費等
活動費		50,000	0	
	在学生交流費等	0	0	学生会（匠会）で負担
	在学生助成金	50,000	0	工学部用（申請なし）
繰越金		930,591	990,704	
	繰越金	930,591	990,704	
合計		990,591	990,704	

監査報告

会計監査を行った結果、諸帳簿、証拠書類は
適正に処理され、正当であったことを認めます。

平成 25年 3月31日

会計監査

井上 祐司



会計監査

奥野 功貴



■ 第三号議案：平成 25 年度役員案

(卒業年)

会 長	副 会 長	幹 事 長	副幹事長
馬場 富次郎 (71)	松田 智仁 (80) 三島 久範 (85) 盛岡 隆治 (87) 木下 和夫 (88)	岡田 英治 (89)	尾立 道泰 (92) 横山 新 (96) 内藤 雅子 (96) 春日 琢磨 (98)

書 記	会 計 担 当	監 査 役
中丸 剛寿 (06) 渡邊 美穂 (10)	田中 義登 (88) 小瀧 宏治 (93)	井上 祐司 (91) 奥野 功貴 (92)

名誉会長	顧 問
菅原 辰幸 (69)	渡辺 武彦 (69) 梶山 孝之 (74)

平成 25 年度事業部会、事業委員会担当幹事構成

部 会	親睦部会	貢献部会		
委員会	交流委員会	設計競技委員会	顕彰制度委員会	学生部会窓口委員会
委員長	竹本 雄治 (96) 内藤 雅子 (96)	荒木 了 (03) 藏本 誠 (03)	— —	平田 欽也 (85) —
担当副会長	盛岡 隆治 (87)	三島 久範 (85)	三島 久範	三島 久範
担当副幹事長	横山 新 (96)	春日 琢磨 (98)	春日 琢磨	春日 琢磨
委 員	重藤 尚正 吉川 英明 木下 和夫 田中 義登 大田 知典 織田 一昭 野田 久登 杉本賢司 (東京) 大森正夫 (近畿) 在学生	松田 智仁 三島 久範 盛岡 隆治 岡田 英治 弘津 貴司 黒瀬 尚範 石川 誠 中平 順也 花本 大作 大野 慶雄 横川 貴史 奥田 秀樹 清水 貴史 鷺見 和高 渡邊 千泰 福田 真志 在学生	菅原 辰幸 村上 徹 手越 義昭 北野 俊二 横段 隆弘 河内 浩志 平田 欽也 三島 久範 古本 竜一 春日 琢磨	横山 新 佐藤 直哉 山口 大智
補 佐	—	—	—	西原 淳 (81)

部 会	総務部会		総括部会	
	広報委員会	名簿・入会委員会	広告委員会	就職支援委員会
委員長	井上 祐司 (91)	平田 欽也 (85)	織田 一昭 (90)	学 科
	中丸 剛寿 (06)	—	—	—
担当副会長	松田 智仁 (80)	松田 智仁	木下 和夫 (88)	木下 和夫
担当副幹事長	内藤 雅子 (96)	内藤 雅子	尾立 道泰 (92)	—
委 員	松田 智仁 平田 欽也 木下 和夫 田中 義登	佐藤 直哉 山口 大智 在学生	落合 木堂 神垣 聡志 内田 康裕 津島 正典	—
補 佐	—	手越 義昭 (74)	—	岡田 英治 (89)
	—	河内 浩志 (77)	—	—

部 会	学生会部会
委員会	建築見学会担当
委員長	安井 志織
	—
担当副会長	—
担当副幹事長	—
委 員	西倉 花奈 ほか副委員長
補 佐	平田 欽也 (85)

■ 第四号議案：平成 25 年度活動計画案（修正議決版）

定期総会・幹事会 開催日程案

平成 25 年	4 月 16 日（火）	平成 25 年度「五三会」総会	19：00～
	5 月 14 日（火）	第 1 回幹事会	
	5 月 25 日（土）	卒業 45 周年五三会懇親会	
	6 月 13 日（木）	第 2 回幹事会	
	7 月 18 日（木）	第 3 回幹事会	
	8 月 22 日（木）	第 4 回幹事会	
	9 月 19 日（木）	第 5 回幹事会	
	10 月 17 日（木）	第 6 回幹事会	
	11 月 21 日（木）	第 7 回幹事会	
	12 月 19 日（木）	第 8 回幹事会・忘年会	
平成 26 年	1 月 16 日（木）	第 9 回幹事会	
	2 月 20 日（木）	第 10 回幹事会	
	3 月 20 日（木）	第 11 回幹事会	

* 幹事会開催時刻 19：00～

年間活動予定案

1. 親睦会
2. 建築設計競技（第 40 回記念コンペ）
3. ホームページの維持・管理
4. 顕彰制度（五三会学生大賞、匠会レポート賞）
5. 支部事業
6. 大学教員と五三会役員との懇親会
7. 学生会事業への協力
 - ・ 卒業生「五三会」を講師とした業界研究会
 - ・ 工大祭学科展示
 - ・ 建築見学会
 - ・ 八大学卒業設計展
8. 卒業 45 周年五三会懇親会
9. 会員増強についての検討及び実施
10. その他

第五号議案：平成25年度収支予算報告

五三会 平成25年度 収支予算（案）

■収入の部

単位（円）

科目	小科目	金額	摘要
繰越金		3,668,540	
	積立金	3,000,000	定期貯金
	会員会費	262,830	振込口座
	管理運営費	405,710	普通貯金
活動収入		1,695,000	
	新会員会費（30名）	300,000	振込手数料は五三会負担
	新学生会員会費（92名）	920,000	2013年度入学者等見込み
	広告料	475,000	H25年度分HPバナー広告収入（13社） コンペ協賛金30万円を含む
合計		5,363,540	

■支出の部

単位（円）

科目	小科目	金額	摘要
管理費		201,000	
	会議費	100,000	会場費等
	バイト費	60,000	新入会員案内状、名簿作成費
	金融機関手数料	1,000	
	雑費	40,000	印刷費、郵送費等
活動費		1,270,000	
	広報費	120,000	H25年度HP管理費、卒計展広告、ルマガ等
	広報広告活動費	60,000	H25年度ホームページ改善費
	デザイン活動費	650,000	設計競技費（記念コンペ）
	企画活動費	10,000	オリゼミ出張経費
		60,000	支部助成金
	交流事業活動費	80,000	全体交流会、シルバー交流会
	学生大賞記念品等	20,000	H25年度分（H26年3月）
		20,000	匠会レポート部門
	学生会助成金	250,000	匠会配分金
予備費		100,000	
	予備費	100,000	
積立金		130,000	
	記念事業積立金	130,000	
繰越金		3,662,540	
	繰越金	3,662,540	
合計		5,363,540	

建築学科記念事業基金 平成25年度 収支予算（案）

■収入の部

単位（円）

科目	小科目	金額	摘要
繰越金		990,704	
	管理運営費	990,704	普通貯金
積立金		130,000	
	記念事業積立金	130,000	本会会計より
活動収入		800,000	
	記念パーティ会費	800,000	会費200名分(@4,000円)で想定
合計		1,920,704	

■支出の部

単位（円）

科目	小科目	金額	摘要
管理費		71,000	
	会議費	20,000	記念事業実行委員会
	金融機関手数料	1,000	
	雑費	50,000	印刷費、郵送費、通信費等
活動費		914,000	
	記念パーティー準備費	84,000	事務局代行費、案内チラシ配布費等
	記念パーティー運営費	700,000	司会、会場費、飲食費等
	在学生助成金	50,000	工学部用（申請により支出）
	支部交通費助成金	80,000	記念パーティー出席者分
繰越金		935,704	
	繰越金	935,704	
合計		1,920,704	

広島工業大学建築・環境系学科同窓会五三會会則改正案

第一章：総則

第1条 本会は、広島工業大学工学部建築学科、その後学部学科改組により設置された建築・環境系学科（以下、「建築・環境系学科」という。）の同窓会組織であり、名を「五三會」（いつみかい）と称する。

第2条 本会は、本部を広島工業大学内に置く。また、総会で必要と認められた時は支部を置くことができる。

第3条 本会は、会員相互の交流を促し、かつ母校建築・環境系学科の発展に貢献することを目的として活動する。

第4条 本会は、前条の目的達成のために次の活動を行なう。

- 1.集会
- 2.会員相互の連絡並びに共助に関する活動
- 3.活動情報の提供及び会員名簿の整備
- 4.母校に対する精神的、物質的援助
- 5.会員の功績に対する顕彰
- 6.その他本会の目的達成に必要な活動

第二章：会員

第5条 本会は、次の者をもって組織する。

- 1.正会員 広島工業大学建築・環境系学科卒業生(大学院を含む)のうち会費を納入した者
- 2.準会員 正会員以外の広島工業大学建築・環境系学科卒業生(大学院を含む)
- 3.学生会員 広島工業大学建築・環境系学科在学生(大学院生を含む)のうち会費を納入した者。

学生会員は、卒業をもって正会員となる。

- 4.特別会員 母校建築・環境系学科教職員及び旧教職員
- 5.名誉会員 本会の発展に貢献し、名誉会員にふさわしいと総会で認められた者

第三章：役員

第6条 本会に次の役員を置く。

- 1.名誉会長 置くことができる
- 2.会長 1名
- 3.副会長 4名以内
- 4.幹事長 1名
- 5.副幹事長 4名程度
- 6.書記 2名
- 7.会計担当 2名
- 8.監査役 2名
- 9.幹事 若干名

第7条 役員は、次の方法により選任する。

- 1.名誉会長は総会において推す

2. 会長・副会長・幹事長・副幹事長・書記・会計担当・監査役は総会において正会員の中から選任する
3. 幹事は総会において正会員の中から委嘱する
また、支部及び学生部会を置くときは、その年度の正副代表の地位にあるものに委嘱する

第 8 条 役員はそれぞれ次の役割を担う。

1. 会長 本会を代表し会務を総括する
2. 副会長 会長を助け事故ある時は代理する
3. 幹事長 会務を主掌する
4. 副幹事長 幹事長を助け事故ある時は代理する
5. 書記 書記事務を担当する
6. 会計担当 会計事務を担当する
7. 監査役 会計及び活動を監査する
8. 幹事 会務を分担して実行する

第 9 条 役員の任期は一か年とし、再任をさまたげない。役員に欠員が生じた時は、役員会に諮り補充するものとし、後任者の任期は前任者の残り期間とする。

第四章：顧問

第 10 条 本会に顧問を若干名置く。

1. 顧問は総会において適任者を委嘱する
2. 顧問は会の諮問に応じる

第五章：会議

第 11 条 本会の会議は、定期総会、臨時総会、役員会、委員会及び学生部会とする。

第 12 条 総会は最高の議決機関とし、毎年度 1 回開催する。臨時総会は役員会が必要と認めた時、会長が召集し開催する。

第 13 条 総会では次の事項について審議、決定する。

1. 会則の改正
2. 決算及び予算
3. 支部及び学生部会の設置
4. 委員会の組織
5. その他重要事項への対処

第 14 条 役員会は、会長が認めた時召集し、次の事項について検討、決定する。

1. 総会に附議する事項の案
2. 本会の運営に関する諸事項
3. その他緊急事項への対処

第 15 条 委員会は必要に応じて役員により組織し、また、学生部会は必要に応じて学生会員により組織し、第 4 条に掲げる諸活動を行う。委員会は、参加費を徴する活動を行う時は、その趣旨に照らして各会員の参加費を減免することができる。

第 16 条 会議の議決は、出席者の過半数をもって決定し、賛否同数の時は議長がこれを決定する。

第六章：会計

第 17 条 本会活動の経費は会費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

1. 正会員となろうとする者は、入会時に終身会費 12,000 円を納入しなければならない。
2. 建築・環境系学科学生は、入学時に、正会員終身会費を前納することができる。
3. 本会に学生部会を置く時は、当該学生会員活動のための基金を設けることができる。

第 18 条 この会の会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第七章：委任事項

第 19 条 この会則に定めのあるもののほか、必要な事項は役員会においてこれを定める。

付則

1. 本会則は、2013 年度から施行する。
2. 旧会則で終身会費を納入し正会員であった者は、本会則における正会員に移行する。
3. 2016 年 3 月及びそれ以前の卒業生は、入会時における終身会費 10,000 円の納入をもって正会員とする。

広島工業大学建築・環境系学科同窓会五三會則改正案 新旧対照表

	改正後	現行
第 5 条	<p>3.学生会員 広島工業大学建築・環境系学科在 学生(大学院生を含む)のうち会費を納入した 者。 <u>学生会員は、卒業をもって正会員となる。</u></p>	<p>本会は、次の者をもって組織する。</p> <p>1.正会員 広島工業大学建築・環境系学科卒業 生(大学院を含む)のうち会費を納入した者</p> <p>2.準会員 正会員以外の広島工業大学建築・環 境系学科卒業生(大学院を含む)</p> <p>3.学生会員 広島工業大学建築・環境系学科在 学生(大学院生を含む)のうち会費の一部を納入 した者</p> <p>4.特別会員 母校建築・環境系学科教職員及び 旧教職員</p> <p>5.名誉会員 本会の発展に貢献し、名誉会員に ふさわしいと総会で認められた者</p>
第 17 条	<p>1.正会員となろうとする者は、<u>入会時に終身会費 12,000 円を納入しなければならない。</u></p> <p>2.建築・環境系学科学生は、<u>入学時に、正会員終 身会費を前納することができる。</u></p>	<p>本会活動の経費は会費、寄付金及びその他の収 入をもってあてる。</p> <p>1.正会員となろうとする者は、卒業・入会時に終 身会費 10,000 円を納入しなければならない。</p> <p>2.建築・環境系学科学生は、在学時に、正会員終 身会費の一部を前納することができる。</p> <p>3.本会に学生部会を置く時は、当該学生会員活 動のための基金を設けることができる。</p>
附則	<p>1.本会則は、<u>2013 年度から施行する。</u></p> <p>3.<u>2016 年 3 月及びそれ以前の卒業生は、入会 時における終身会費 10,000 円の納入をもって 正会員とする。</u></p>	<p>1.本会則は、2010 年度から施行する。</p> <p>2.旧会則で終身会費を納入し正会員であった者 は、本会則における正会員に移行する。</p> <p>3.2014 年 3 月卒業生から、終身会費を 12,000 円とする。なお、既卒業生へは 2014 年 4 月 1 日 以降の会費納入分からこれを適用する。</p>

五三會會則第13条および第15条により、五三會学生会部会を設置する。

第1章 総則

第1条 本会は、広島工業大学環境学部環境デザイン学科学生会（以下、本会という。）と称する。

第2条 本会は、広島工業大学建築・環境系学科同窓会「五三會」の学生会部会とする。

第3条 本会は、会員の資質を向上させ、会員相互の交流を促し、加えて環境学部の発展に貢献することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的達成のため次の活動を行う。

- 1 集会
- 2 研修等の学習機会及び修学成果の発表機会等の提供
- 3 会員相互の連絡及びに共助に関する活動
- 4 環境学部に対する精神的・物理的援助
- 5 その他本会の目的達成に必要な活動

第2章 会員

第5条 本会は、次の者を以て組織する。

- 1 学生会員 広島工業大学環境学部環境デザイン学科の在學生で五三會終身会費を納入した者
- 2 工学部学生会員 広島工業大学工学部の在學生で五三會終身会費を納入した者
- 3 会員はメールアドレスを会長に届け出なければならない。変更した場合も同様とする。

第3章 役員

第6条 本会に次の役員を置く。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 1名
- 3 会計担当 1名
- 4 会計監査 1名
- 5 書記 1名
- 6 ゼミ代表 若干名

第7条 役員は次の方法により選任する。

- 1 会長・副会長・会計担当、書記、ゼミ代表は、学生会員の中から各研究室の推薦により候補者を募り、総会において選任する。
- 2 会計監査は、五三會監査役をもってあてる。

第8条 役員は次の役割を担う。

- 1 会長 本会を代表し会務を総括する
- 2 副会長 会長を助け会長に事故ある時は代理する

- 3 会計担当 会計事務を担当する
- 4 会計監査 会計を監査する
- 5 書記 書記事務を担当する
- 6 ゼミ代表 会務を実行する

第9条 役員の任期は一か年とし、再任をさまたげない。役員に欠員が生じた時は、役員会に諮り補充するものとし、後任者の任期は前任者の残り期間とする。

第4章 顧問・相談役

第10条 本会に顧問・相談役を置く。

- 1 顧問は環境デザイン学科主任教授及び五三会会長とする。
相談役は4年次チュータとする。
- 2 顧問・相談役は諮問に応ずる。

第5章 会議

第11条 本会の会議は、定期総会、臨時総会及び役員会とする。総会はインターネット等通信メディアを利用して開催することも可能とする。

第12条 定期総会は本会の最高決定機関であり、毎年度1回開催する。臨時総会は、役員会が必要と認めたとき会長が召集し開催する。

第13条 総会では次の事項を決定する。

- 1 会則の改正
- 2 予算及び決算
- 3 役員の改選
- 4 その他重要な事項への対処

第14条 役員会は会長が認めた時召集し、次の事項について検討、決定する。

- 1 総会に附議する事項の案
- 2 本会の運営に関する諸事項
- 3 内規の制定及び改正
- 4 その他緊急事項への対処

第15条 会議の議決は、参加者の過半数をもって決定し、賛否同数の時は議長がこれを決定する。

第6章 会計

第16条 本会活動経費は五三会会費配分金、寄付金及び大学業務委託料等のその他収入をもってあてる。

- 1 五三会会費配分金は、五三会から毎年度配分を受ける。本会役員は、新入生入学時及び卒業時、五三会による会費徴収事務に協力する。
- 2 この会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 3 その他の会計事務については別に定める会計細則により行う。

第7章 委任事項

第17条 この会則に定めのあるもののほか、必要な事項は役員会においてこれを定める。

付則

1 本会則は、2013年4月から施行する。

~~2 既存の「広島工業大学環境学部環境デザイン学科学生部会五三會會則」は、環境学部地域環境学科在学生在が卒業するまで有効とするが、役員等は当新会則により選任し、引き継ぎ残金は学生部会の特別基金とし、2年次以上の環境学部在在学生のために限って使用する。~~

広島工業大学環境学部環境デザイン学科学生会部会匠会会則改正案 新旧対照表

	改正後	現行
第5条	<p>1 学生会員 広島工業大学環境学部環境デザイン学科の在學生で五三會終身會費を納入した者</p> <p>2 工学部学生会員 広島工業大学工学部の在學生で五三會終身會費を納入した者</p>	<p>本会は、次の者を以て組織する。</p> <p>1 学生会員 広島工業大学環境学部環境デザイン学科の在學生で五三會會費の一部を納入した者</p> <p>2 工学部会員 広島工業大学工学部の在學生で五三會會費の一部を納入した者</p> <p>3 会員はメールアドレスを会長に届け出なければならない。変更した場合も同様とする。</p>
第16条	<p>1 五三會會費配分金は、五三會から毎年度配分を受ける。本會役員は、新入生入学時及び卒業時、五三會による會費徴収事務に協力する。</p>	<p>本會活動経費は五三會會費配分金、寄付金及び大学業務委託料等のその他収入をもってあてる。</p> <p>1 五三會會費配分金は、五三會から毎年度配分を受ける。本會役員は、毎年度当初及び卒業時、五三會による會費徴収事務に協力する。</p> <p>2 この會の會計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p>3 その他の會計事務については別に定める會計細則により行う。</p>
附則	<p>1 本會則は、2013年4月から施行する。</p> <p>2 既存の「広島工業大学環境学部環境デザイン学科学生会部会五三會會則」は、環境学部地域環境学科在學生が卒業するまで有効とするが、役員等は当新會則により選任し、引き継ぎ残金は学生会部の特別基金とし、2年次以上の環境学部在學生のために限って使用する。</p>	<p>1 本會則は、2010年7月から施行する。</p> <p>2 既存の「広島工業大学環境学部環境デザイン学科学生会部会五三會會則」は、環境学部地域環境学科在學生が卒業するまで有効とするが、役員等は当新會則により選任し、引き継ぎ残金は学生会部の特別基金とし、2年次以上の環境学部在學生のために限って使用する。</p>

(目的)

第1条 この細則は広島工業大学環境学部環境デザイン学科学生会匠会(以下、本会という。)の会計に関する基準を確立し、学生会活動の円滑な運営を図り、本会の健全なる発展に資することを目的として定める。

(業務)

第2条 会計担当は次の事務を行う。

- 1 五三会会費配分金、寄付金及び大学業務委託料等その他収入の受入事務
- 2 予算に基づく支出事務
- 3 帳簿類への記帳・保管
- 4 会計に関する領収書類の整理保管

(帳簿)

第3条 会計担当は次の帳簿を備え、常に経理の明確化を図る。

- 1 予算・支出内訳帳
- 2 予貯金内訳帳及び通帳
- 3 収入内訳帳

(帳簿記入の原則)

第4条 帳簿はページ順に行い簡明に記入し原則として余白は残さない。

(帳簿の更新)

第5条 帳簿の更新は会計年度毎に行う。

(保存期間)

第6条 会計書類の保存期間は次のとおりとする。

- 1 決算帳票及び通帳(永久)
- 2 領収書(5年)

(収納金の処理)

第7条 収納した金銭は、会長が特に認めた場合の外は、指定の金融機関に貯金しなければならない。

(支払い手続き)

第8条 支払いを行う場合は請求書その他の取引を証する書類に基づき行う。

(予算の補正)

第9条 会長は特別の事由により、予算実行に重大な支障を生ずる恐れがある時は、役員会の決算を経て予算の補正を行うことができる。

(予算の遵守)

第10条 予算に計上された活動は忠実に実行されなければならない。また、予算を超える支出をしてはならない。

(予備費)

第11条 予測し得ない支出又は予算超過の支出に充てるため予備費を設けることができる。

(会見監査)

第12条 会計監査は、毎会計年度ごと会計監査によって行われ、総会に報告し承認されなければならない。

(必要経費)

第13条 役員及び活動責任者の必要経費は内規の定めるところによる。

(臨時雇用経費)

第14条 本会活動実施のために役員会で臨時雇用の必要を認めた場合は、これを行うことができる。臨時雇用に必要な経費は内規の定めるところによる。

附 則

この細則は、2010年7月27日から施行する。

内規案

1 会長、副会長及び幹事長が五三会交流会(忘年会、懇親会等)に参加する場合は、一人当たり3000円を当会から支給する。